放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第５１条の４第４項及び同条第１０項の規定により命令します。

なお，この納付命令を受けた者は，道路交通法第５１条の４第１１項の規定に基づき，この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和８年５月29日

香川県公安委員会　印

弁明通知書番号
81-107-260420-007003
81-107-260426-007001
81-107-260426-007003
81-107-260426-007005
81-107-260427-007002
81-107-260427-007004
81-107-260427-007005
81-107-260428-014003
81-109-260426-018002
81-109-260426-018003

弁明通知書番号
81-109-260426-018006
81-109-260428-018005
81-111-260427-023001
81-111-260427-023002